

担当者によると、同計画の策定は、庁内組織である東京都気候変動適応計画推進会議等を活用し行っている。実際の進捗管理に当たっては、同会議を活用し、毎年東京都気候変動適応計画アクションプランを作成・公表することにより実施していることであった。具体的には、毎年度各所管部署で内容を分析し、前年度の実績や進捗状況を踏まえて取組予定を設定する。それらを環境局総務部環境政策課が各部署と調整し、取りまとめの上、同会議を経て、新たなアクションプランとして公表していることであった。

ここで、アクションプランを確認したところ、例えば、以下のように数年間同じ取組予定であり、かつ、定量的ではない記載が見受けられた。

図 B-2-2-3 東京都気候変動適応計画アクションプランの例

取組	現状 (2024年度)	2025年度	2026年度	2027年度
家庭のゼロエミッション行動推進事業の実施	事業の拡充、運用	事業の運用	事業の運用	事業の運用

気候変動適応計画アクションプランより監査人作成

そこで、定量的な取組予定が記載されていないことについて、その理由を確認したところ、各局と進捗状況や課題を確認しながら、定量的な取組予定が設定できるものについては設定していることであった。

しかし、例えば「家庭のゼロエミッション行動推進事業の実施」については、アクションプランでは「事業の拡充、運用」と記載されているのみである一方、都の主要予算資料の中では、ポイントを付与する想定家電台数について2024年度で561,610台、2025年度では830,910台といった定量的な記載がされている。

(意見2-2-6) 東京都気候変動適応計画における局の役割と定量的な取組予定の公開について

環境局は、気候変動対策の基本方針として東京都気候変動適応計画を策定している。また、同計画に記載された取組について、3年間の年度ごとの取組予定を東京都気候変動適応計画アクションプランとして示し、同計画の進捗管理として活用している。

しかし、現行のアクションプランは、取組予定で定量的な記載となっていないものが見受けられる。

同計画の進捗状況を都民に分かりやすく伝え、適切にPDCAサイクルを実施するという点では、事業の特性に応じ、可能な限りアクションプランの取組予定を定量的に記載することが必要である。

したがって、事業の特性に応じ、可能な限り定量的な取組予定を立てることを検討されたい。

また、気候変動適応計画に含まれる取組には環境局以外の各局が所管する計画等に由来するものも多い。他局が所管する事業の改廃や数値改善を促すまでの役割を果たすには難しい面があるとはいえ、気候変動適応計画の持つ重要性などを勘案すると、環境局は主体的に総合調整機能を果たす必要がある。

したがって、自局において可能な限り定量的な取組予定を立てPDCAサイクルを実施するとともに、他局にもアクションプランへの定量的な取組予定の記載を働きかけ、PDCAサイクル実施について必要な調整を図られたい。

Ⅲ 自然と共生する豊かな社会の実現について

1 生物多様性地域戦略

(1) 生物多様性地域戦略

ア 概要

東京都生物多様性地域戦略は、2050年における東京の将来像を「自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」と設定し、その実現に向けて2030年に達成すべき目標として「自然と共生する豊かな社会を目指す」、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現」を掲げている。その上で、自然地の減少、侵略的外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響などを踏まえ、「生物多様性の保全と回復」、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性に関する理解と行動変容」から成る3つの基本戦略と、その実現に向けた行動目標を定めている。

また、東京都生物多様性地域戦略に掲げた目標を達成するための具体的な行動計画として、令和7年4月に東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025が公表された。同プランでは、東京都生物多様性地域戦略で示された基本戦略ごとに、都の取組と2025年度から2027年度までの各年度計画を明らかにしている。

表B-3-1 東京都環境基本計画、東京都生物多様性地域戦略、東京都生物多様性地域戦略アクションプランの関係性

	東京都環境基本計画	東京都生物多様性地域戦略	東京都生物多様性地域戦略アクションプラン
位置づけ	環境政策全般の最上位計画	生物多様性分野の基本的な計画方針	2030年に向けた都の取組と目標を示す具体的な行動計画
役割	大局的な目標と方向性を示す	生物多様性に関する目標等を設定	具体的な施策を掲げ進捗管理を行う
上位計画	特になし	特になし	東京都生物多様性地域戦略

都ホームページより監査人作成

イ 監査の結果

東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025には、東京都生物多様性地域戦略で示された基本戦略ごとに、都の取組内容、実績、2025年度から2027年度までの計画が整理され、効果分析が行われている。

計画については、定量的な数値が掲げられている取組も一方で、補助の実施、技術支援を実施、引き続き何々を推進、引き続き取組を推進といった定性的な記載にとどまっているものもある。また、2024年度(実績見込)の実績は定量的にもかかわらず2025年度以降の計画が定性的なもの、2025年度以降の計画が全く同じものなど、取組成果が計画に対してどの程度達成できたのかが分かりにくく、効果分析になじまないものが多数ある。

(意見3-1) 次期アクションプランにおける目標設定について  
環境局は、東京都生物多様性地域戦略アクションプランにおいて、東京都生物多様性地域戦略に基づく取組内容と、その実績や計画を掲げ、PDCAサイクルを運用することで取組の改善を行っている。

同プランに掲げられている計画には、何々を実施、引き続き何々を推進といった定性的な記載にとどまっているもの、2024年度(実績見込)の実績は定量的にもかかわらず2025年度以降の計画が定性的なもの、2025年度以降の計画が全く同じものなど、取組成果が計画に対してどの程度達成できたのかが分かりにくく、効果分析になじまないものが複数あった。

取組内容によっては、定量的な目標設定が難しいケースがあることも理解できるが、取組をより効果的なものとするためには、定量的な目標を設定し、目標達成状況を見える化した上でPDCAサイクルを運用することが望ましい。

したがって、次期アクションプランを作成する際には、可能な限り定量的な目標を設定することを検討されたい。

2 保全と再生

(1) 屋上等の緑化

ア 概要

都では、東京における自然の保護と回復に関する条例（以下「自然保護条例」という。）及び同条例施行規則に基づき、敷地内における緑化を進めてきたが、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に向け、これまで以上に市街地の緑を回復することが必要となった。このため、新たに緑を増やせる緑化スペースとして建築物の屋上や壁面、ベランダなどに着目し、屋上等の緑化指導を平成12年4月から開始した。

さらに、平成12年12月に自然保護条例及び同条例施行規則を改正し、平成13年4月から一定規模以上の敷地を有する建築行為等を対象に屋上等緑化を義務付けるとともに、緑化計画書及び緑化完了書の届出を義務化し、緑化指導の強化を図った。

イ 監査の結果

都は建築物の屋上や壁面、ベランダにおける緑化の指導を平成12年4月から開始し、令和5年度までの累計は281万㎡である。

環境局が公表している「ヒートアイランド対策ガイドライン」によると、8月に行われた屋上緑化の表面温度上昇緩和効果実験（サーモカメラによる熱画像解析）では、無処理区（屋上緑化なし）で表面温度が60℃であったのに対し、緑化区では灌水頻度を減少させた場合であっても表面温度が35～45℃と、無処理区と比較して15～25℃の温度差があり、屋上緑化による建築物のヒートアイランド現象緩和効果が確認されている。

一方、屋上や壁面、ベランダにおける緑化についてはCO<sub>2</sub>の削減効果も考えられるが、都は屋上等の緑化によるCO<sub>2</sub>削減量を算出していない。

この点について、国土交通省が公表している屋上緑化による熱環境改善効果の算定式を用いて、監査人が試算を行った。同算定式によると、CO<sub>2</sub>削減量は屋上緑化施工面積×CO<sub>2</sub>削減量×排出係数/0.555により算定される。東京都の平成12年度から令和5年度までの累積の屋上等の緑化指導実績は累計2,815,157㎡であり、ベランダ及び壁面緑化が含まれる面積のため上記式に単純に当てはめることはできないが、仮に全て屋上緑化であると仮定した場合、環境省によると屋上緑化によるCO<sub>2</sub>削減量は4.1t-CO<sub>2</sub>/年となる。これに東京電力のホームページで公表されている2024年度のCO<sub>2</sub>排出係数（0.421kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を乗じると8,755t-CO<sub>2</sub>/年となり、累積では8,755t-CO<sub>2</sub>/年のCO<sub>2</sub>を削減していることになる。

また、屋上緑化の取組によるヒートアイランド現象への緩和効果の検証につ

いて担当者へヒアリングを実施したところ、東京都環境科学研究所において屋上緑化による建築物の表面温度上昇緩和効果等を確認しているが、都内における建築物の屋上や壁面、ベランダにおける緑化の指導がヒートアイランド現象の緩和にどの程度寄与したかについては、全体的な検証は行っていないとのことであった。

（意見3-2）屋上等の緑化によるCO<sub>2</sub>の削減効果のPRについて

屋上や壁面、ベランダにおける緑化についてはCO<sub>2</sub>の削減効果も考えられるが、環境局は建築物の屋上等の緑化に関して、CO<sub>2</sub>削減量を算出していない。しかし、屋上緑化による建築物のヒートアイランド現象緩和効果が確認されており、屋上における緑化についてはCO<sub>2</sub>の削減量も算出可能である。そのため、屋上緑化によるCO<sub>2</sub>の削減量を算出し、その効果を緑化計画書によるCO<sub>2</sub>排出量削減への貢献としてアピールすることで、屋上だけでなく、壁面やベランダにおける緑化に対しても前向きに取り組むことにつながり、結果として屋上等の緑化が加速することが期待できる。

したがって、屋上緑化によるCO<sub>2</sub>削減効果について、都民に向けてアピールすることを検討されたい。

（意見3-3）屋上等の緑化によるヒートアイランド現象対策のPRについて  
環境局は、過去に実施した屋上緑化による建築物のヒートアイランド現象緩和効果に関する実証実験により、建築物の表面温度上昇緩和効果等を確認している。

これらの効果の検証結果を周知することで都民や事業者の行動変容を促すことも期待されるため、緑化計画書制度等を通じて積極的にPRされたい。

(2) 生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）

ア 概要

環境局は、生態系に配慮した緑化を推進するため、事業者が緑化計画を作成する際に生態系への配慮度合いを確認できる「生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）」を平成29年に公表している。

「生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）」

都はこれまで、事業者、NPO、都民の協力も得ながら、「東京における自然の保護と回復に関する条例」等に基づき、緑の保全、開発の規制、市街地における緑化など、緑の量を増やす取組を実施してきたが、生きものの生息生育空間に配慮した緑化を推進するなど緑の質を確保する視点が不足していました。

そこで、この「緑の質」に着目した新たな取組として、市街地の緑化に際して、緑の質を定量的に評価する「生態系評価手法」の開発に着目し、事業者の参画も得て、内容の検討を行ってきました。このたび、こうした検討を踏まえ、事業者が策定した緑化計画を自ら評価できるツールを作成しました。これにより事業者は、その取組が「見える化」されることから、工夫すべき点等が明らかになるため、より質の高い緑化への検討を進めることができます。

- ・本ツールは、「手引き」と「評価シート」で構成されます。
- ・事業者の方が、ダウンロードした「手引き」を使い、緑化計画の内容を「評価シート」に入力することで、様々な工夫を行った緑化の結果が点数化されて集計・評価され、その緑化計画の生態系への配慮の度合いを確認することができます。
- ・緑化計画の検討時点でその内容をシミュレーションすることで、工夫・改善すべき点が把握できるため、より質の高い緑化計画の作成に取り組みやすくなります。
- ・本ツールの評価の結果を公表することで、事業のPRになることが期待できます(生態系に配慮した事業であることをアピールする場面等に活用してください)。

**イ 監査の結果**

「生態系に配慮した緑化評価ツール(試行版)」は試行版であるため、改善や活用に向けた取組について担当者へヒアリングを実施したところ、評価結果や本ツールを利用した感想等のフィードバックは、ツールの公表以来、特段届いていないとのことであった。

また、ツール自体のアップデートや評価基準の見直し等は行われておらず、本ツールの将来的な活用や展開について具体的な検討も現状は行われていないとのことであった。

なお、緑化に関して定量的な評価を実施する取組として、国土交通省が創設した優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)が挙げられる。同制度は、都市における良質な緑地の確保を促進するために、民間事業者等による緑地確保の取組を、気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定するものであり、認定を受けた事業者は緑の価値の見える化や社会的な支持を獲得するにとどまらず、無利子貸付(都市開発資金)や補助金(グリーンソープラ活用型都市構築支援事業)を活用することができるとしている。

同制度は、事業者にとっては、投資家や金融機関、市民等の様々な主体に対して、良質な緑地確保の取組の価値を「見える化」することの重要性を高めるもの

と言える。同制度は令和6年度から運用開始されたものであり、緑地の質・量の両方の評価レベルに応じてランクが付与される点で、都の緑化評価ツール(試行版)と類似すると言えるが、都の緑化評価ツール(試行版)は平成29年に公表されているため、先進的な事例であったと言える。

(意見3-4) 緑化評価ツール(試行版)について

「生態系に配慮した緑化評価ツール(試行版)」について、評価結果や本ツールを利用した感想等のフィードバックは、ツールの公表以来特段届いていないとのことである。また、ツール自体のアップデートや評価基準の見直し等は行われておらず、本ツールの将来的な活用や展開について具体的な検討も現状は行われていない。

本ツールは、緑地の「質」に着目した評価を行う点で、国等の制度に比べて先進的な事例であったと言えるが、公表以降に十分なフィードバックが得られておらず、利用者のニーズを踏まえた改善や展開ができていないと見えない。

加えて、着眼点を同じとする国の制度が創設されていることから、投資家や金融機関、市民等の様々な主体に対して、良質な緑地確保の取組の価値が「見える化」することは重要である。

したがって、都の緑化評価ツールについて、国の制度やツール構築の検討過程で得られた知見などを踏まえて、将来的な展開について検討されたい。

**(3) 保全地域**

**ア 概要**

(ア) 保全地域の指定・公有化  
保全地域とは、自然保護条例に基づき、都内に残された貴重な自然地の保護と回復を図るために指定された地域である。保全地域は、人の立入りを前提とした公園等とは異なり、自然の保護及び回復を目的として指定されている。保全地域の指定は、良好な自然環境や生態系を保全し、次代へ引き継ぐための制度であり、保全地域に指定された土地では自然環境に影響を及ぼす開発行為等が規制される。

この保全地域については、令和元年12月に発表された「未来の東京」戦略ビジョンにおいて、水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京を実現するための取組の一つとして、丘陵地等の良好な自然地を2050年度までに新たに100ha程度を保全地域として指定・公有化する目標が掲げられた。

また、環境局は、保全地域の価値・魅力を一層向上させるための総合的なプランとして「保全地域の保全・活用プラン」を令和5年1月に策定した。同プランでは、保全地域の目指す姿として以下の3点が示されている。

- 1) 東京の生物多様性の拠点として、それぞれの保全地域で希少種をはじめとする在来の動植物が安定的に生息・生育している。
- 2) 保全地域が身近な自然として地域住民や都民に親しまれ、生物多様性保全や保全地域の重要性が理解されている。
- 3) 多様な主体と東京都が連携し、保全地域の保全に取り組んでいる。

さらに、令和6年1月に発表された「未来の東京」戦略 version up 2024 及び「東京グリーンズ（東京都の緑の取組 Ver.2）」では、2050年の指定・公有化目標を累計約1,000haに引き上げた。

令和7年3月31日現在、指定面積は761.2ha、公有化面積は合計651.4ha（公有化率85.6%）となっており、2050年の指定・公有化目標を累計約1,000haとするためには、約240haの指定を進めていく必要がある。これは、「未来の東京」戦略ビジョン及び同プランで掲げられた2050年度までの目標値である100haと比較すると、約2.4倍に増加している。

(イ) 保全地域における緑地保全

自然保護条例第18条により定められた保全計画（規制や植生管理等）は同条例第20条において知事が行うものとされている。

また、同条例第19条においては、知事は、保全地域において、都民の自然との触れ合い、学習、体験活動等の機会を確保するよう努めることとされており、この趣旨を踏まえ、都民参加の機会の一環として、ボランティア団体による緑地保全活動が行われている。

保全地域における都、環境公社、ボランティア団体、保全地域サポーターの各主体による活動の分担として想定されるものは表B-3-2のとおりである。ボランティア団体には、緑地保全及び保全地域の活用の観点から主体的な活動が想定されている。

また、環境局は、令和6年度から環境公社への委託により「保全地域における自然再生業務」を実施している。同事業は、保全地域において人の手による維持管理（萌芽更新等）を通じて、多様な動植物が生息する自然環境の再生を図るものである。令和6年度においては2か所の保全地域を対象に、植生状況等の調査、萌芽更新、普及啓発看板設置を行った。

表B-3-2 保全地域における各主体の役割分担

主体	保全事業 (保全地域の植生管理等)	緑地保全 (保全地域の活用)
東京都	保全計画の策定、事業執行	団体登録、活動支援
公社	都から受託(保全地域の植生管理や施設管理等の維持管理)	都から受託(活動支援の実務)
ボランティア団体		主体的に活動(草刈り、間伐など)
保全地域サポーター		活動団体の日常的な活動のサポート

都提供資料より監査人作成

(ウ) ボランティア団体の活動

都は、都民の自然との触れ合い、学習、体験活動やボランティア活動の場として保全地域を活用している。一方、保全地域で保全活動を行うボランティア団体については、近年、会員の高齢化や固定化などの課題が深刻化している。

こうした課題に対応するため、環境局では、保全地域体験プログラム、東京グリーンズクラブ・アクション、東京グリーンズ・キャンパス・プログラム、東京グリーンズスキル・プログラム、保全地域サポーター制度、Webサイト「里山へGO!」の運営などボランティア人材の確保と育成に関する事業を行っている。

このうち、保全地域体験プログラムは、新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図ることを目的として、身近な保全地域において、緑地保全活動の意義や自然の魅力を体感できる、未経験者でも参加しやすい保全活動を地元市やボランティア団体と調整・連携の下で都民に提供している。

イ 監査の結果

(ア) 保全地域の指定・公有化の目標

保全地域の保全・活用プランでは、保全地域の指定の目指す姿を実現するための課題として「都内の貴重な緑地が十分保全されていない」が挙げられており、以下の記載がある。

丘陵地において湧水等の浸食によって複雑に刻み込まれた地形を谷戸といひ、様々な生きものの生息・生育地となっています。東京都では平成23年度に谷戸の調査を行い、生物多様性保全上で重要な谷戸の抽出を行いました。これらについて令和2年度に再度調査を行ったところ、谷戸のいくつかが開発で消失したり、改変されていることが明らかになりました。また、保全措置がとられて

いない生物多様性保全上重要な谷戸等が残されていることが明らかになりました。

丘陵地では、今後も大規模開発や大規模盛土などにより、谷戸の改変が起こりうる状況にあり、保全地域指定により、このような谷戸を保全することが必要です。

また、宅地開発等の起こりやすい台地部でも、生物多様性上重要な緑地を保全することが求められています。

こうした認識の下、同プランでは、保全地域の目指す姿に向けて今後取り組むべき施策の一つとして、2050年度までに新たに100ha程度の保全地域の指定・公有化を行うこととされた。

その後、令和6年1月に策定された「未来の東京」戦略 version up 2024 及び東京グリーンビズ（東京都の緑の取組 Ver. 2）では、2050年までの指定・公有化目標が累計約1,000haに引き上げられた。

この点について、同プランで掲げた2050年度までの拡大指定の目標値は100haから240haに増加することとなったが、現時点の同プランの目標値へは反映されていない。その理由について担当者へヒアリングを実施したところ、目標とする面積は拡大したものの、同プランに掲げる各種方針や対策など、プランの根幹を成す基本的な考え方は引き続き変わらないことから、現時点では事業体系の考え方に変更はないことであった。

(イ) 保全地域における緑地保全

ボランテニア団体には、緑地保全及び保全地域の活用の観点から、主体的な活動が想定されている。この点、都は条例に基づき、ボランテニア団体をはじめとした都民により保全地域が有意義に活用されるよう支援していく役割が求められている。そこで、環境局が有効な取組を実施できているかという観点から、ボランテニア団体の活動実績を確認した。

まず、環境局のホームページより、ボランテニア団体による緑地保全活動が行われている保全地域を分析し、担当者へヒアリングを実施したところ、現在は10の保全地域でボランテニア団体の登録がないことを確認した。これらの保全地域の中には、ほとんどが民有地で構成される、または急峻な地形であるなどの事情でボランテニア団体の活動が難しい地域も多く含まれているが、ある程度整備が進んだ地域については団体登録を促す取組を進めていく余地がある状況とのことであった。

次に、令和6年度における保全地域体験プログラムの実施地域及び実施回数について担当者へヒアリングを実施したところ、回答は以下のとおりであった。

表 B-3-3 令和6年度保全地域体験プログラム実施地域及び実施回数

No.	保全地域種別	場所	運営	件数
1	緑地保全地域	宇津木緑地保全地域	認定NP0法人FoE Japan	4
2	緑地保全地域	海道緑地保全地域	NP0法人樹木・環境ネットワーク協会	2
3	緑地保全地域	国分寺姿見の池緑地保全地域	国分寺姿見の池緑の会	2
4	緑地保全地域	七国山緑地保全地域	七国山自然を考える会	2
5	緑地保全地域	清瀬松山緑地保全地域	清瀬の自然を守る会	2
6	緑地保全地域	多摩東寺方緑地保全地域	つばみグループ	2
7	緑地保全地域	八王子館町緑地保全地域	池の沢に螢を増やす会	2
8	緑地保全地域	八王子大谷緑地保全地域	八大緑遊会	2
9	緑地保全地域	八王子長房緑地保全地域	城山手廻林の会	2
10	緑地保全地域	矢川緑地保全地域	矢川ふれあいボランテニア	2
11	緑地保全地域	南沢緑地保全地域	東久留米自然ふれあいボランテニア	1
12	緑地保全地域	八王子石川町緑地保全地域	東京森守クラブ	1
13	里山保全地域	横沢入里山保全地域	NP0法人横沢入タンポの会	11
14	里山保全地域	八王子滝山里山保全地域	NP0法人自然環境アカデミー	3
15	歴史環境保全地域	勝沼城跡歴史環境保全地域	勝沼城跡みどりの会	2
16	歴史環境保全地域	野火止用水歴史環境保全地域	東久留米自然ふれあいボランテニア	1
合計				36

都提供資料より監査人作成

担当者によると、保全地域体験プログラムは、地域の特性や安全面等を考慮しながら実施しており、同プログラムの実施が難しい地域はあるものの、こちらもある程度、活動環境の整備が進んだ地域について実施対象を拡大する余地はあるとのことであった。

(意見3-5) 保全地域の緑地保全(活用)の拡大について  
 環境局は、保全地域の目指す姿に向けて今後取り組むべき施策の一つとして、2050年の指定・公有化目標を累計約1,000haに引き上げた。令和7年3月31日現在、指定面積は761.2ha、公有化面積は合計651.4ha(公有化率85.6%)となっており、目標達成に向けては約240haの指定を進めていく必要がある。これは、「未来の東京」戦略ビジョン及び保全地域の保全・活用プランで掲げられた2050年度までの目標値である100haと比較すると、約2.4倍に増加していることとなり、各年度において従来よりも加速した指定を進めていくことが想定されている。

また、局は保全地域において、都民の自然との触れ合い、学習、体験活動等の機会を確保するため、ボランティア団体による緑地保全の支援や保全地域体験プログラムなど、各種取組を実施している。特にボランティア団体には、緑地保全及び保全地域の活用の観点から、主体的な活動が想定されている。

この点、現状においてもボランティア団体の登録がない保全地域が複数あり、保全地域体験プログラムが実施されていない地域も見られる。こうした中、保全地域の指定を2050年目標に向けて拡大していくことを見据えて、現在の指定地域については、都民の自然との触れ合い、学習、体験活動等の活用を着実に進めていくことが望ましい。

また、ボランティアに関しては、会員の高齢化や固定化などの課題がある一方で、自然再生事業のように、ボランティアと連携した新しい取組も進んでいることから、活動の担い手を拡大し、定着させる取組を充実させることも重要である。したがって、ボランティア団体の活動を促進し、定着を促すために、現在指定が行われている保全地域について、ボランティア団体が登録されている地域拡大のために一層の取組を検討されたい。また、保全地域体験プログラムの実施対象となる地域及び活動主体となる団体の拡大を図るための方策を検討されたい。

**(4) ECO-TOPプログラム**

**ア 概要**

ECO-TOPプログラムは、大学や大学院が自然環境保全のための教育課程を設け、それを都が認定する制度であり、授業やインターンシップを通じて、大学、企業、NPO、行政が連携して自然環境に軸足を置いたジェネラリストを育てることを目的としている。ECO-TOPプログラムの修了者は、都の名簿に登録され、知事名の修了者登録証が発行される。令和6年3月末現在、5大学が認定を受け、374名の修了生を輩出している。

ECO-TOPプログラムが育成を目指すジェネラリストの人物像は、認定審査基準第2条において次の5つが設定されている。

- ・ 自然環境保全に向けて様々な主体と協働できる能力がある人
  - ・ 一地域の現場から、次世代を見据え、グローバルな視野に立って自然環境を考えることができる人
  - ・ 論理的思考力と説明・コミュニケーション能力がある人
  - ・ 決定能力とリーダーシップがある人
  - ・ 現場感覚を持ち、アクションズに行動できる人
- このため、環境局はECO-TOPプログラムを申請する大学に対し、プログラムの目的に即した教育目標を設定することを求めている。

**イ 監査の結果**

ECO-TOPプログラム修了生に対するフォローアップ及びプログラムを修了することによるメリットについて、担当者へヒアリングを実施した。

まず、修了生に対するフォローアップについて確認したところ、修了生に対して東京都緑のボランティア指導者育成講座の案内は送付しているが、修了生の就職先や、自然環境分野におけるECO-TOPプログラムを生かした活動状況について、全ては把握していないとのことであった。

なお、ECO-TOPプログラム修了生を対象としたアンケート結果を閲覧したところ、修了生はプログラムに満足しており、就職活動で役に立ったとの回答が過半数を超えていた。一方、ECO-TOPプログラムに対する要望については「なし」の回答が目立ち、効果的なフォローアップを入手できていなかった。また、アンケートの対象はプログラムを修了直後の学生のみであり、修了から一定の期間を経た修了生については情報がなかった。

次に、ECO-TOPプログラムを修了することによるメリットを確認したところ、修了者は都の名簿に登録され、知事名の修了者登録証が発行されることになっており、東京都緑のボランティア指導者育成講座について半額で受講ができるメリットがあるとのことであった。

なお、東京都緑のボランティア指導者育成講座を修了し、一定の取得条件を満たすことで、自然観察や緑地保全などのボランティア活動等において指導や助言を行うことができる東京都緑のボランティア指導者の資格を取得できる。

**(意見3-6) ECO-TOPプログラムの展開について**

ECO-TOPプログラムは、自然環境分野において、広い知識と専門性を備え、アクションズに行動できる人材を、大学・企業・NPO・行政が連携して育成し、社会へ送り出すための制度である。

実績としては、令和6年3月末現在において5大学が認定を受け、374名の修了生を輩出している。しかし、修了生その後の活動状況を把握しておらず、修